

## ○投票について

### Q 引っ越したときは、どこで投票すればよいですか？

A 投票は選挙人名簿に登録されていることが前提です。

引っ越しをした場合は、転入届をした後3ヶ月以上住み続けることで転入先の市区町村の選挙人名簿に登録され、投票ができるようになります。

それまでの間は、選挙の種類によって投票できる場合が異なります。

#### ○国政選挙の場合（衆議院選挙・参議院選挙）

転出先が国内である限り、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地の市区町村で投票ができます。

#### ○都道府県選挙の場合（都道府県知事選挙、議員選挙）

転出先が同一の都道府県内の場合は、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地で投票ができます。異なる都道府県へ転出した場合は、投票ができません。

なお、投票する際には、「引き続き愛知県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。

#### ○市区町村選挙の場合

転居先が同一の市区町村の場合は、引き続き選挙人名簿に登録されているので、投票ができます。異なる市区町村へ転出した場合は、投票ができません。

※詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### Q 「投票所入場券」が届かないときや紛失したときはどうすればよいですか？

A 「投票所入場券」は、選挙人に対し選挙が行われることをお知らせし、投票所で本人照合をスムーズに行うために送付するものです。そのため、選挙人名簿に登録されていれば、投票所入場券が届かないときや紛失したときでも投票することはできますので、投票所で職員に申し出てください。

なお、投票所入場券は、公示（告示）日以降、順次郵送させていただきます。世帯主宛に送られ、1通に世帯員全員分の入場券が入っています。

**Q 身体が不自由で投票用紙に字が書けません、どうすればよいですか？**

**A** お身体が不自由な方や怪我をされている方など、自分で投票用紙に字を書くことができない方は、投票所の職員が代理で投票用紙に記入いたします（付き添いの方が代理で記入することはできません。）。また、目の不自由な方は点字投票をすることもできます。希望される方は、投票所の職員まで申し出てください。

**Q 投票所には、投票しない方（付き添いなど）も一緒に入れますか？**

**A** 原則として、投票しない方の立ち入りは認められませんが、選挙権のない18歳未満であれば誰でも出入りすることができます。

車椅子をご利用の方・怪我をされていて付き添いが必要な場合は、投票所の職員まで申し出てください。

**Q 投票する際の注意事項はありますか？**

**A** 投票用紙に候補者氏名や政党名を記入する際は、投票用紙記載台に貼ってあります氏名掲示のとおり、省略せず正確に記入をしてください。

◆無効投票となる主な記載例

- ・候補者の誰を書いたのか確認し難いもの
- ・候補者名又は政党名の他に何か記載したもの
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・単に雑事を記載したもの
- ・白紙投票

記入ミスをした投票は無効投票として扱われる場合もあり、民意を正しく反映することができません。貴重な一票を確実に政治に活かすためにも、正確な記入をお願いします。